○財務省・農林水産省令第一号

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）を実施するため、株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令（平成十四年財務省・農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「取得した」の下に「持分又は」を加える。

第二条中「ときは、」の下に「別記様式による」を加え、同条第一号中「名称、主たる営業所又は事務所の位置並びに役員の役職名及び氏名を記載した書類」を「定款の写し及び登記事項証明書」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号中「状況の予想」を「見込み」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　出資しようとする承認組合の投資計画及び収支予算並びに受入出資金の充実の見込みを記載した書類

第二条第三号中「承認会社」の下に「又は承認組合」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「取得した」の下に「持分又は」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　出資しようとする法第五条に規定する承認組合（以下「承認組合」という。）の組合契約書（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第二項に規定する組合契約書をいう。）の写し及び当該承認組合の組合契約（同条第一項に規定する組合契約をいう。）の登記をしたことを証する登記事項証明書

附則の次に次の別記様式を加える。

別記様式（第２条関係）

農業法人投資育成事業に関する出資の認可申請書

年　月　日

財務大臣名　殿
農林水産大臣名　殿

住　所
株式会社日本政策金融公庫
代表者の氏名　印

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第８条第１項に規定する出資について認可いただきたく、同条第２項の規定に基づき別紙の農業法人投資育成事業に関する出資計画を申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

（記載要領）

株式会社日本政策金融公庫は、農業法人投資育成事業に関する出資計画の必要事項を記載し、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第８条第２項の認可要件を満たすことを示すこと。

（別紙）

農業法人投資育成事業に関する出資計画

（承認会社の場合）

1　出資先：
①名称又は商号：
②主たる事務所の所在地：
③代表者（設立中の株式会社にあっては、発起人及び役員となるべき者）の氏名：
④連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）：
⑤事業の内容：
⑥資本金の額、発行済株式数、発行可能株式総数：
⑦設立年月日
2　農業法人投資育成事業に関する計画の承認年月日及び承認番号：
3　承認会社が農業法人投資育成事業に必要な資金の額：
4　株式会社日本政策金融公庫の出資限度額（出資比率）：
5　出資財源（予算科目）：
6　出資の方法（株式の種類、株式数、払込金融機関）：
7　出資により取得した株式の処分方法：
8　特記事項：
9　添付書類：

（承認組合の場合）

1　出資先：
①承認組合の名称：
②承認組合の主たる事務所の所在地：
③無限責任組合員の概要（氏名、名称、代表者の氏名）：
④無限責任組合員の連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）：
⑤承認組合の事業内容：
⑥組合員の出資約束金額の総額：
⑦承認組合の存続期間：　年　月　日から　年間
2　農業法人投資育成事業に関する計画の承認年月日及び承認番号：
3　承認組合が農業法人投資育成事業に必要な資金の額：
4　株式会社日本政策金融公庫の出資限度額（出資比率）：
5　出資財源（予算科目）：
6　出資の方法（出資口数（出資一口当たりの金額）、払込金融機関）：
7　出資により取得した持分の処分方法（持分の払戻及び承認組合解散の場合の清算方法）：
8　特記事項：
9　添付書類：

（備考）「４　株式会社日本政策金融公庫の出資限度額（出資比率）」については、２回目以降の出資に当たっては、その累計額と内訳を整理して記載すること。

附　則

この省令は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。